



氷見市告示第77号

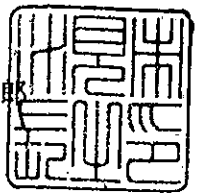
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市内の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による七分一地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成28年12月26日

氷見市長 本川 祐治郎



氷見市七分一へ編入する区域

氷見市大野字中1875番2及び1875番3
